

琉球医学会「特別研究推進事業 -特推琉球医学会賞-」選考規定

第1条 琉球医学会は、優れた研究論文を発表した個人または研究グループを表彰するために、琉球医学会賞を設けているが、沖縄県における医学の研究を一層推進するために、琉球医学会「特別研究推進事業 -特推琉球医学会賞-」（以下、本事業）を新たに設置、実施する。本事業の選考規定を以下に定める。

第2条 応募資格

- 1) 本事業の応募資格者は、琉球医学会の正会員であり、応募する年度を含む過去3年度に渡り、会費の滞納が無い者で当該年（1月1日から12月31日まで）中に卓越した英語論文を発表した個人または研究グループの筆頭著者とする。
- 2) 過去に他の経費、助成金等で助成されていない論文を対象とする。

第3条 応募方法

本事業に応募する者は、琉球医学会ホームページ上の電子申請書に必要事項を入力の上、(ア)～(エ)をアップロードすること。

(ア)論文別刷り (PDF)

(イ)論文概要 (日本語題目を付し、日本語で本文800字以内にまとめること。
様式自由)

(ウ)推薦状 (申請者の属する講座長、分野長、病院長、部長等による。様式自由)

(エ)申請同意書 (様式自由、ただし著者全員の署名または押印があること)

提出期限 毎年1月13日を提出締め切りとする

第4条 選考

- 1) 琉球大学大学院医学研究科、医学部・保健学科、琉球大学病院に属する申請者から2編、それ以外の沖縄県内に存する医療機関、研究・教育機関等に在籍する琉球医学会員から1編、の合計3編を本事業受賞論文とする。
- 2) 応募者の選考は、琉球大学大学院医学研究科、医学部、琉球大学病院に属する申請者は、琉球医学会の委嘱を受けて、琉球大学医学研究科学務委員会が、申請者が保健学科に属する場合は同保健学科学務委員会が選考にあたり、それぞれ2編及び1編を推薦して、合計3編を本事業候補論文とする。琉球医学会理事会在、上記3編の候補論文から本事業論文2編を選定する。
- 3) 琉球大学大学院医学研究科、医学部・保健学科、琉球大学病院に属する申請者以外の申請者の選考は、琉球医学会理事会が行い、1編を選定する。

第5条 採否の通知

提出期限から2週間後を目途に琉球医学会長が、申請者本人に電子メールで通知する。

第6条 賞金

本事業受賞者には、賞金として500,000円をそれぞれ授与する。

- 1) 用途は、研究消耗品購入費、機器類購入費、研究関連委託費、研究関連出張旅費、学会参加料、学会年会費、学術誌投稿料、文具類等とする。
- 2) 授与されてから1年をめぐりに会計報告書を提出する。

第7条 事業期間

- 1) 令和4年度から令和8年度までの5年間とする。
- 2) 令和7年度に理事会の議を経て総会で次年度以降の本事業の継続または中止を決定する。

第8条 本事業の受賞者は以下の方法により会員の相互啓発に貢献することとする。

- 1) 受賞翌年度に、本学会誌へ、受賞への謝辞、受賞論文の概要、論文に関連する研究のその後の展開、賞金用途の概要紹介、等を記した記事を寄稿する。
- 2) 本事業を得て実施した研究の成果を学術誌に発表する際には、論文謝辞中にその旨記載する。
- 3) 本学会での講演等

第9条 当該年度に受賞者がいない場合はその旨公表する。

第10条 本事業受賞論文が何らかの理由で掲載雑誌から撤回された事が判明した場合、本人に通知しその受賞をとりけし、賞金も返還せしめるものとする。

第11条 本規定の改廃は理事会の承認を必要とする。

附則 この規定は2022年8月1日より実施し、同年4月1日から適用する